令和７年度　軽自動車税【種別割】のしおり

●納税義務者

軽自動車税（種別割）は、４月１日現在登録のある車両をお持ちの方に１年分が課税されます。自動車税とは異なり、年度の途中で売買などを行っても、年税額を月割りする制度はありません。車両の廃車や譲渡等をされた場合は、必要なものをご確認の上、裏面下部に記載の申告場所でお早めに手続きしてください。

●軽自動車税（種別割）の税額

◎三輪および四輪以上の軽自動車

初度検査年月（初めて車両番号の指定を受けた月）や排出ガス性能、燃費性能によって税率が決まります。
初度検査年月から 13 年経過した車両は、重課税率（環境保護の観点から税率を重くする制度）が適用されます。

軽自動車の種別			自動車検査証（車検証）記載の初度検査年月		
			平成２４年３月以前	平成２４年４月～平成２７年３月	平成２７年４月以後
			重課税率	旧税率	標準税率
三輪（総排気量が 660 cc以下 ※ミニカー含む）			４，６００円	３，１００円	３，９００円
四輪	乗用	営業用	８，２００円	５，５００円	６，９００円
		自家用	１２，９００円	７，２００円	１０，８００円
	貨物	営業用	４，５００円	３，０００円	３，８００円
		自家用	６，０００円	４，０００円	５，０００円

※初度検査年月は、自動車検査証（車検証）で確認できます。
※燃料の種類が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリンを内燃機関として用いる電力併用軽自動車のもの及び被けん引車は重課の対象から除かれます。

◎グリーン化特例（軽課）

初度検査年月が令和６年４月から令和７年３月までの車両で一定の環境性能を有する軽四輪車等について、取得した日の属する年度の翌年度分に限り、その燃費性能に応じた特例（軽課）が適用されます。

軽自動車の種別			軽課税率（年額）		
			（ア）標準税率の75%軽減	（イ）標準税率の50%軽減	（ウ）標準税率の25%軽減
三輪			１，０００円	２，０００円 ※乗用・営業用に限る	３，０００円 ※乗用・営業用に限る
四輪	乗用	営業用	１，８００円	３，５００円	５，２００円
		自家用	２，７００円	対　象　外	対　象　外
	貨物	営業用	１，０００円	対　象　外	対　象　外
		自家用	１，３００円	対　象　外	対　象　外

グリーン化特例適用基準

軽減率	車種区分	適用基準		
75%(ア)	電気自動車 天然ガス自動車	平成 30 年排出ガス基準適合・または平成 21 年排出ガス 10%低減		
50%(イ)	ガソリン車 ハイブリッド車 ※乗用・営業用に限る	平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車 または 平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★）	＋	令和２年度燃費基準かつ 令和 12 年度燃費基準 90%達成車
25%(ウ)				令和２年度燃費基準かつ 令和 12 年度燃費基準 70%達成車

◎原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪・小型二輪

車種区分	総排気量または定格出力	プレートの色	税率（年額）
原動機付自転車	５０ｃｃ以下または0．６ｋｗ以下 総排気量１２５ｃｃ以下かつ最高出力0．４ｋｗ以下	白色	２，０００円
	５０ｃｃ超９０ｃｃ以下または0．６ｋｗ超0．８ｋｗ以下	黄色	２，０００円
	９０ｃｃ超１２５ｃｃ以下または0．８ｋｗ超1．０ｋｗ以下	桃色	２，４００円
	ミニカー（三輪以上で 20cc 超 50cc 以下）	水色	３，７００円
小型特殊自動車（農耕用）		緑色	２，０００円
小型特殊自動車（その他）		緑色	５，９００円
軽二輪（１２５ｃｃ超２５０ｃｃ以下）			３，６００円
二輪の小型自動車（２５０ｃｃ超）			６，０００円
もっぱら雪上を走行するもの（スノーモービルなど）			３，０００円
被けん引車（二輪）			３，６００円

●電動キックボードについて

性能等により、原動機付自転車等として軽自動車税（種別割）の課税対象となる場合があり、申告が必要です。

●納税通知書

納税通知書には、登録車両ごとの明細と税額を記載しています。詳細は納税通知書でご確認ください。

●納期限

令和７年７月３１日（木）

●納税証明書について（※ 二輪車も軽 JNKS の対象になりました）

- これまで口座振替された方には納付確認後、８月中旬ごろに納税証明書を送付していましたが、令和５年１月から「軽ＪＮＫＳ（軽自動車税納付確認システム）」の運用が始まり、軽自動車検査協会でオンライン納税確認ができるようになったため、納税証明書を送付していません。
- 軽ＪＮＫＳ対象外となっていた二輪車についても、令和７年４月から対象となったため、今年度から納税証明書は送付しません。
- 納税証明書が必要な場合は、役場税務住民課窓口で納税証明書（無料）の交付を受けることができます。

●身体障害者などにかかる軽自動車税の減免

身体または精神に障がいを有し歩行が困難な人が所有する軽自動車等で、当該身体障害者本人、または身体障害者もしくは精神障害者と生計を一にする者が運転するもののうち申請により必要があると認めるものに対しては、１台に限り軽自動車税を減免することができます。

なお、身体障害者については等級により減免を受けることができない場合があります。

また、道税の普通自動車で減免を受けた場合は、軽自動車税の減免を受けられません。

申請期限：令和７年７月 23 日（水）

●新規取得・廃車・名義変更など

≪申告場所≫

◎原動機付自転車・小型特殊自動車	→	役場税務住民課税務係	☎０１６６‐８５‐４８０３
◎三輪および四輪以上の軽自動車	→	全国軽自動車協会連合会旭川事務所	☎０１６６‐５３‐７３００
◎軽二輪（125ｃｃ超 250ｃｃ以下）	→	運輸局旭川運輸支局	☎０５０‐５５４０‐２００３
◎小型二輪自動車（250ｃｃ超）	→	旭川地方自家用自動車協会	☎０１６６‐５１‐１２２１